

# **新旧対照表**

## **2025/9/1制定の 現約款からの変更点**

# 変更内容：用語の定義

- 第2条 電力売買契約の供給条件を含めた定義とするため、以下のとおり変更  
以下、本約款を本契約 と変更

## 現約款（2025年9月1日制定）

本文

### 第2条 電力売買約款の変更

(3) 本約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を行う場合、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、記載をする事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約成立後及び契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明をする事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 新約款（2026年4月1日制定）

本文

### 第2条 本契約の変更

(3) 本契約の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を行う場合、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合には、当社が適當と判断した方法により行い、記載をする事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約成立後及び契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適當と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記にかかわらず、本契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、書面を交付することなく当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

変更点を赤字、削除は取り消し線

- 第3条 用語の定義(8)朝時間、昼時間、晚時間、夜時間の追加、(18)最大需要電力の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第3条 用語の定義 (8) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、重負荷時間、昼間時間、夜間時間、平日時間、週末時間 本約款別表に定める期間及び時間をいいます。</p> <p>(18) 最大需要電力 お客様の使用した需要電力の最大値であり、当該電力会社によって設置された30分最大需要電力計により計測された値（キロワット）をいいます。これによりがたい場合、30分毎に計測される電力量の最大値の2倍を用いるものとします。</p>	<p>本文 第3条 用語の定義 (8) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、重負荷時間、昼間時間、夜間時間、平日時間、週末時間、<b>朝時間、昼時間、晚時間、夜時間</b> 本約款別表に定める期間及び時間をいいます。</p> <p><b>(18) 最大需要電力</b> お客様の使用した<b>30分ごとの</b>需要電力の最大値であり、当該電力会社によって設置された<b>記録型計量器等</b>により<b>計量される</b>値（キロワット）をいいます。これによりがたい場合、30分毎に計測される電力量の最大値の2倍を用いるものとします。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

- 第6条 記載内容の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第6条 常時供給電力</p> <p>□ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合、「1月」の契約電力は、下記(a)(b)の場合を除き、その「1月」の最大需要電力と前「11月」の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。</p> <p>(a) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降「12月」の期間の各月の契約電力は、その「1月」の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。</p> <p>(b) 受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む「1月」の次の月以降「12月」の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力を変更した月以降「12月」の期間で、その「1月」の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。</p> <p style="text-align: right;">変更点を赤字、削除は取り消し線</p>	<p>本文 第6条 常時供給電力</p> <p>□ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合、<b>当該月</b>の契約電力は、下記(a)(b)の場合を除き、<b>当該月</b>の最大需要電力と前<b>11か月</b>の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。</p> <p>(a) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降<b>12か月</b>間の各月の契約電力は、<b>当該月</b>の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。</p> <p>(b) 受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む<b>当該月</b>以降<b>12か月</b>間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力を変更した月以降<b>12か月</b>間で、<b>当該月</b>の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。</p>

● 第8条 連続使用時の条件明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第8条 自家発補給電力 (2)料金 イ 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価及び未使用時倍率から次の算式により算定される金額とします。ただし、基本料金は、□によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。</p> <p>基本料金 = 自家発補給電力の契約電力 × 基本料金単価 ただし、当該「1月」にまったく自家発補給電力を使用されない場合、次の算式により算定される金額とします。</p> <p>基本料金 = 自家発補給電力の契約電力 × 基本料金単価 × 未使用時倍率</p> <p>□ 力率割引及び割増し 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しします。なお、電気をまったく使用されない場合、その「1月」力率は85%とみなします。 なお、当該「1月」に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。</p>	<p>本文 第8条 自家発補給電力 (2)料金 イ 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価及び未使用時倍率から次の算式により算定される金額とします。ただし、基本料金は、□によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。<b>また、当該「1月」に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。</b></p> <p>基本料金 = 自家発補給電力の契約電力 × 基本料金単価 ただし、当該「1月」にまったく自家発補給電力を使用されない場合、次の算式により算定される金額とします。</p> <p>基本料金 = 自家発補給電力の契約電力 × 基本料金単価 × 未使用時倍率</p> <p>□ 力率割引及び割増し 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しします。なお、電気をまったく使用されない場合、その「1月」力率は85%とみなします。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

# 変更内容：料金の算定

- 第10条 料金の算定及び支払条件に附則26を定めることから、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第10条 料金の算定及び支払条件 (2)電気料金 電気料金は、第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)、第8条（自家発補給電力）(2)、第9条（契約超過金）及び附則1第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(4)にて算定した料金と、電力売買契約にて適用することを定めた附則25第1条（燃料費等調整額）(4)、附則24第1条（燃料費等調整額）(4)、附則23第1条（燃料費等調整額）(4)、附則22第1条（燃料費等調整額）(3)、もしくは附則長期25第1条（燃料費等調整額）(2)にて算定した燃料費等調整額の合計金額とします。</p> <p>(3)電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、次の場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該算定期間を「1月」とします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または本契約が消滅した場合 □「1月」の途中で契約電力等を変更した場合</p>	<p>本文 第10条 料金の算定及び支払条件 (2)電気料金 電気料金は、第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)、第8条（自家発補給電力）(2)、第9条（契約超過金）及び附則1第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(4)にて算定した料金と、電力売買契約にて適用することを定めた附則22第1条（燃料費等調整額）(3)、附則23第1条（燃料費等調整額）(4)、附則24第1条（燃料費等調整額）(4)、附則25第1条（燃料費等調整額）(4)、附則自社25第1条（燃料費等調整額）(2)、附則26第1条（燃料費等調整額）(1)、附則26第1条（燃料費等調整額）(3)、もしくは附則26第1条（燃料費等調整額）(4)にて算定した燃料費等調整額の合計金額とします。</p> <p>(3)電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、次の場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該算定期間を「1月」とします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または本契約が消滅した場合 □「1月」の途中で契約電力を変更した場合</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第10条 支払方法の工事負担金の取り扱いの明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第10条 料金の算定及び支払条件 (5) 支払方法 電気料金については毎月、<del>工事費負担金</del>その他についてはその都度、お客さまには次のいずれかの方法にて支払っていただきます。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。この場合、振替日は事前に設定します。 ロ お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより料金を支払われる場合には、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社による立替払いにより、当社が指定した金融機関等を通じて料金を払い込む方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。 なお、<del>工事費負担金</del>その他については、原則、上記日によって料金を支払っていただきます。</p> <p>(10) 支払過誤の場合の措置 当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。</p>	<p>本文 第10条 料金の算定及び支払条件 (5) 支払方法 電気料金については毎月、お客さまには次のいずれかの方法にて支払っていただきます。 <b>なお、工事費負担金</b>その他についてはその都度、お客さまは、原則として、下記口によって料金を支払っていただきます。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。この場合、振替日は事前に設定します。 ロ お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより料金を支払われる場合には、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社による立替払いにより、当社が指定した金融機関等を通じて料金を払い込む方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。</p> <p>(10) 支払過誤の場合の措置 当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社は<b>原則として</b>お知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第11条 託送供給等約款にてお客さまに遵守いただく内容を反映するため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第11条 お客さまの協力 (2)力率の保持 イ 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。</p> <p>□ 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることができます。 なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの「1月」の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(5) 施設場所の提供 お客さままたは当社が、当該電力会社から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には、お客さまの承諾を得てその場所を無償で提供していただきます。</p>	<p>本文 第11条 お客さまの協力 (2)力率の保持 イ 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>□ 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、及び接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。</p> <p>なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの「1月」の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該電力会社との協議によって定めます。</p> <p>(5) 施設場所の提供 お客さままたは当社が、当該電力会社から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合、及び当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第11条 託送供給等約款にてお客さまに遵守いただく内容を反映するため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文  <b>第11条 お客さまの協力</b>  (6)保安等に対するお客さまの協力  日お客さまが、当該電力会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該電力会社が保安上必要と認めるときには、すみやかに当社及び当該電力会社に通知していただきます。この場合において必要となる処置について、当該電力会社と協議していただきます。</p> <p>ハ お客さまが、当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社及び当該電力会社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び当該電力会社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更について、当該電力会社と協議していただきます。</p> <p>ハ 必要に応じて供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該電力会社とで協議のうえ、別途申合書等をお客さまと当該電力会社の2者間で締結していただきます。</p>	<p>本文  <b>第11条 お客さまの協力</b>  (6)保安等に対するお客さまの協力</p> <p>□ お客さまが、当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社及び当該電力会社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び当該電力会社に通知していただきます。この場合、<b>保安上特に必要があるときは、当該電力会社の求めに応じてその内容を変更していただきます。</b></p> <p>ハ 必要に応じて供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該電力会社とで協議していただきます。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

- 第11条 託送供給等約款にてお客さまに遵守いただく内容を反映するため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第11条 お客さまの協力 (7)需要情報の通知 当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供を求めることがあります。</p>	<p>本文 第11条 お客さまの協力 (7)需要情報の通知 当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して電気の使用実績その他の必要な情報の提供を求めることがあります、お客さまは当社の求めに応じてこれらの情報の開示を承諾するものといたします。</p> <p><b>(8)用地確保等の協力</b> お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該電力会社が施設または所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

- 第11条 託送供給等約款にてお客さまに遵守いただく内容を反映するため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
本文 第11条 お客さまの協力  <div style="background-color: #f0e6d2; padding: 5px; text-align: center;">追加</div>	本文 第11条 お客さまの協力 (9)お客さまの電気工作物の使用 お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、当該電力会社が、無償で使用することができるものとします。 イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物及びその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。） ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物 ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備 (a)鉄管、暗きよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物 (ア)引込みの場合のケーブルの引込み及び引出しのために施設されるものを含みます。) (b)お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）及びハンドホール (c)その他(a)または(b)に準ずる設備 ニ お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等 ホ 当該電力会社が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

● 第11条 託送供給等約款にてお客さまに遵守いただく内容を反映するため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第11条 お客さまの協力</p> <p style="text-align: center;">追加</p>	<p>本文 第11条 お客さまの協力</p> <p>(10)調査及び調査に対するお客さまの協力等</p> <p>イ お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該電力会社、または当該電力会社が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下、「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該電力会社または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該電力会社または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。</p> <p>ロ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び当該電力会社または登録調査機関に通知していただきます。</p> <p>(11)当該電力会社との協議</p> <p>お客さまは、当該電力会社が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該電力会社と協議をしていただくことがあります。</p> <p>(12)無停電電源装置の設置等</p> <p>お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>

● 第12条 供給の停止主体の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文</p> <p>第12条 供給の停止</p> <p>(1)お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社または当該電力会社は、電気の供給を停止することができます。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客様が需要場所内の当該電力会社の電気設備を故意に損傷し、または亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 当該電力会社以外のものが需要場所における当該電力会社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行った場合</p> <p>(2)お客様が次のいずれかに該当し、当社がそのことを警告しても改めない場合には、当社または当該電力会社は電気の供給を停止することができます。</p>	<p>本文</p> <p>第12条 供給の停止</p> <p>(1)お客様が次のいずれかに該当する場合には、当該電力会社は電気の供給を停止することができます。</p> <p>イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客様が需要場所内の当該電力会社の電気設備を故意に損傷し、または亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 当該電力会社以外の<b>第三者</b>が需要場所における当該電力会社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行った場合</p> <p>(2)お客様が次のいずれかに該当し、当社<b>または当該電力会社</b>がそのことを警告しても改めない場合には、当該電力会社は電気の供給を停止することができます。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

- 第12条 供給の停止主体の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第12条 供給の停止 (3) 上記(1)及び(2)の場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当社または当該電力会社は電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該電力会社は、当該電力会社の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>	<p>本文 第12条 供給の停止 (3) 上記(1)及び(2)の場合以外でも、お客さまが託送供給等約款に反した場合には、当該電力会社は、電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該電力会社は、当該電力会社の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。<b>また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。</b></p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第13条 供給の停止主体の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文</p> <p>第13条 給電指令の際の措置</p> <p>(1)当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 当該電力会社の供給設備（当該電力会社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合</p> <p>ロ 当該電力会社の供給設備（当該電力会社が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合</p> <p>ハ 非常変災の場合</p> <p>ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等当該電力会社が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合</p> <p>(2)上記(1)の場合には、当社または当該電力会社は、あらかじめそのことをお客様にお知らせします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>(3)当社は、上記(1)または(2)に伴う料金の減額は行いません。</p>	<p>本文</p> <p>第13条 給電指令の際の措置</p> <p>(1)次の場合には、<b>当該電力会社が</b>供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 当該電力会社の供給設備（当該電力会社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合</p> <p>ロ 当該電力会社の供給設備（当該電力会社が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合</p> <p>ハ 非常変災の場合</p> <p>ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等当該電力会社が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、当該電力会社<b>等</b>が、あらかじめそのことをお客様にお知らせします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>(3)当社は、上記(1)に伴う料金の減額は行いません。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第14条 契約電力の変更条件の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文</p> <p>第14条 契約の変更または解約</p> <p>(1) 契約電力の変更</p> <p>イ 本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。また、協議制のお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまはすみやかに電気使用状況を提出いただきます。当該「1月」以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不適当と認められる場合には、当社は次月以降の電気料金の算定期間からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。</p> <p>□</p> <p>ハ 上記□による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につきお客さまが当社に支払った金額及び支払うべき金額の総額との差額を別途当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値（1kWh未満で四捨五入します。）とします。なお、臨時電力料金単価は第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)及び第8条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価を1.2倍したもの（1銭未満で四捨五入します。）とします。</p> <p style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid #ff0000; padding: 2px;">変更点を赤字、削除は取り消し線</p>	<p>本文</p> <p>第14条 契約の変更または解約</p> <p>(1) 契約電力の変更</p> <p>イ 本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。</p> <p>□</p> <p>ハ 上記□による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。臨時電力精算金は、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につきお客さまが当社に支払った金額及び支払うべき金額の総額との差額とします。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値（1kWh未満で四捨五入します。）とします。なお、臨時電力料金単価は第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)及び第8条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価を1.2倍したもの（1銭未満で四捨五入します。）とします。</p>

- 第14条 契約電力の変更条件の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第14条 契約の変更または解約 (1) 契約電力の変更 二 ホ</p>	<p>本文 第14条 契約の変更または解約 (1) 契約電力の変更 二 ホ ヘ 協議制のお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客様に対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客様はすみやかに電気使用状況を提出いただきます。当該「1月」以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不適当と認められる場合には、当社は次月以降の電気料金の算定期間からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

## ● 第14条 契約の解約条件の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文 第14条 契約の変更または解約 (2) 契約の解約 <del>イ 第17条（不可抗力）及び第19条（契約解除）に定める場合を除き、本契約締結日以降、需給開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。</del> お客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終了日は、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号日に定める離島等供給が開始される日の前日とします。</p> <p>変更点を赤字、削除は取り消し線</p>	<p>本文 第14条 契約の変更または解約 (2) 契約の解約</p>

● 第14条 契約の解約条件の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文  <b>第14条 契約の変更または解約</b>  (2) 契約の解約</p> <p>ハ-上記日の解約が需給開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは、需給開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に支払った金額及び支払うべき金額の総額との差額を当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値（1kWh未満で四捨五入します。）とします。また、解約日が該当「1月」の途中の場合は、第10条（料金の算定及び支払条件）(4)に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)及び第8条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価を1.2倍したもの（1銭未満で四捨五入します。）とします。</p> <p>二 未</p>	<p>本文  <b>第14条 契約の変更または解約</b>  (2) 契約の解約</p> <p>イ □ 上記イの解約が需給開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは、需給開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。臨時電力精算金は、使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に支払った金額及び支払うべき金額の総額との差額とします。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値（1kWh未満で四捨五入します。）とします。また、解約日が該当「1月」の途中の場合は、第10条（料金の算定及び支払条件）(4)に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)及び第8条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価を1.2倍したもの（1銭未満で四捨五入します。）とします。</p> <p>ハ ニ</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第22条第23条 守秘義務者及び契約終了後の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>本文</p> <p><b>第22条 守秘義務</b></p> <p>本契約及び本契約に付随して締結された附則または覚書の存在及び内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約の締結にかかる相手方の書面による承諾なしに第三者（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関係会社等を除きます。）に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して当該電力会社に情報提示が必要な場合、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。</p> <p><b>第23条 契約終了後の取扱い</b></p> <p>本約款は、別途定める電力売買契約に付随し、電力売買契約の解約をもって終了となります。ただし、本契約にもとづく料金支払義務その他の債権債務及び第22条（守秘義務）に関する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。</p>	<p>本文</p> <p><b>第22条 守秘義務</b></p> <p>本契約及び本契約に付随して締結された附則または覚書の存在及び内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約の締結にかかる相手方の書面による承諾なしに第三者（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関係会社<b>及び弁護士等の法令上の守秘義務を負っている者</b>等を除きます。）に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して当該電力会社に情報提示が必要な場合、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。</p> <p><b>第23条 契約終了後の取扱い</b></p> <p>本約款は、別途定める電力売買契約に付随し、電力売買契約の解約をもって終了となります。ただし、本契約にもとづく料金支払義務その他の債権債務、<b>第20条（管轄裁判所）</b>、及び第22条（守秘義務）に関する事項<b>及び本条その他性質上本契約の終了後もその効力を有すべきもの</b>については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。</p>
<p>変更点を赤字、削除は取り消し線</p>	

# 附則 1

● 第1条 再エネ賦課金の明確化のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>附則1  <b>第1条 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>  (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間  (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかる納付金単価を定める告示がなされた年の5月分の料金にかかる計量期間等の始期から翌年の4月分の料金にかかる計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置  再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記(4)にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにそのことを当社に申し出させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">変更点を赤字、削除は取り消し線</p>	<p>附則1  <b>第1条 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>  (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間  (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかる<b>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき</b>納付金単価を定める告示がなされた年の5月分の料金にかかる計量期間等の始期から翌年の4月分の料金にかかる計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置  再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記(4)にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項<b>第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号</b>に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにそのことを当社に申し出させていただきます。</p>

# 附則2

- 附則26の追加に伴う各条項の追加のため、以下のとおり変更

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
<p>附則2 第1条 電源調達代行 (5)燃料費等調整額 電源調達代行料金が適用される需要については、本約款第10条(2)の定めにかかわらず、<del>附則25第1条（燃料費等調整額）(4)</del>、<del>附則24第1条（燃料費等調整額）(4)</del>、<del>附則23第1条（燃料費等調整額）(4)</del>、<del>附則22第1条（燃料費等調整額）(3)</del>、または<del>附則長期25第1条（燃料費等調整額）(2)</del>を適用しないものとします。</p>	<p>附則2 第1条 電源調達代行 (5)燃料費等調整額 電源調達代行料金が適用される需要については、本約款第10条(2)の定めにかかわらず、<del>附則22第1条（燃料費等調整額）(3)</del>、<del>附則23第1条（燃料費等調整額）(4)</del>、<del>附則24第1条（燃料費等調整額）(4)</del>、<del>附則25第1条（燃料費等調整額）(4)</del>、<del>附則自社25第1条（燃料費等調整額）(2)</del>、<del>附則26第1条（燃料費等調整額）(1)</del>、<del>附則26第1条（燃料費等調整額）(3)</del>、または<del>附則26第1条（燃料費等調整額）(4)</del>を適用しないものとします。</p>

変更点を赤字、削除は取り消し線

# 附則26

## ● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26 第1条燃料費等調整額 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math> = 本約款別表26（供給エリアに対応する本約款別表26をいい、以下同様とします。）に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。基準燃料価格 X は本約款別表26に定めるものとします。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X) × 下記ホの基準単価／1,000</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26</p> <p>第1条燃料費等調整額</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し本約款別表26の通り適用します。</p> <p>なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。</p> <p>二 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>ホ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表26に定めるものとします。</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p><b>附則26</b></p> <p><b>第1条燃料費等調整額</b></p> <p><b>(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</b></p> <p><b>イ 離島平均燃料価格</b></p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> <p>離島平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math> = 本約款別表26に定める係数</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p><b>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</b></p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。離島基準燃料価格Xは本約款別表26に定めるものとします。</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - X円) × 下記ホの離島基準単価／1,000</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

附則26

第1条燃料費等調整額

(2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

ハ離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、本約款別表26に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26</p> <p>第1条燃料費等調整額</p> <p>(2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>二離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整額 = 使用電力量 × 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>ホ離島基準単価</p> <p>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表26に定めるものとします。</p>

## ● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 イ電力市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する価格をいい、本約款別表26に定めるものとします。</p> <p>□ 平均市場価格算定期間 電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、対象の期間は本約款別表26に定めるものとします。</p> <p>ハ 平均市場価格 (a)供給エリアが東北エリアおよび北陸エリアの場合 平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。 平均市場価格 = <math>X \times x + Y \times y</math> <math>X, x, Y, y</math> = 本約款別表26に定める値、係数 なお、平均市場価格の単位及び各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。 (b)供給エリアが東京エリアの場合 1キロワット時当たりの朝時間／昼時間／晚時間／夜時間の平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、各平均市場価格算定期間における朝時間／昼時間／晚時間／夜時間ごとに算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。 なお、平均市場価格の単位及び各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。 (c)(a)および(b)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ニ 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準市場価格は本約款別表26に定めるものとします。</p> <p>(a)供給エリアが東北エリアの場合 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 下記示の調整係数</p> <p>(b)供給エリアが東京エリアの場合 朝時間／昼時間／晚時間／夜時間ごとに次の算式によって算定します。 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 下記示の調整係数</p> <p>(c)供給エリアが北陸エリアの場合 (イ) 平均市場価格が5円00銭を下回る場合 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 5円00銭) × 下記示の調整係数</p> <p>(ロ) 平均市場価格が29円00銭を上回る場合 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 29円00銭) × 下記示の調整係数</p> <p>(ハ) 平均市場価格が5円00銭以上、29円00銭以下の場合 市場価格調整単価は0円00銭とする</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ホ 調整係数 調整係数は、本約款別表26に定めるものとします。</p> <p>ヘ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、本約款別表26に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し本約款別表26の通り適用します。 なお、供給エリアが東北エリアおよび北陸エリアの場合において、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ト 市場価格調整額</p> <p>(a)供給エリアが東北エリアおよび北陸エリアの場合 市場価格調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にニによって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> <p>(b)供給エリアが東京エリアの場合 市場価格調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの朝時間／昼時間／晚時間／夜時間ごと使用電力量にニによって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> <p>市場価格調整額 = 使用電力量 × 市場価格調整単価</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

現約款（2025年9月1日制定）	新約款（2026年4月1日制定）
追加	<p>附則26 第1条燃料費等調整額 (4)燃料費等調整額</p> <p>当社は、供給エリアが東北エリアおよび北陸エリアの場合において、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額及び(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。但し、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表26に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、市場価格調整額は、本約款別表26に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価または市場価格調整単価は0円とします。</p> <p>燃料費等調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 + 市場価格調整単価)</p> <p>(5) 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価及び市場価格調整単価の通知</p> <p>当社は上記(1)口の燃料費調整単価、(2)口の離島ユニバーサルサービス調整単価及び(3)ニの市場価格調整単価を当該「1月」の料金請求までにお客さまに通知するものとします。</p>

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（東北エリア）  
1.期間及び時間別表

項目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季 その他季	7月1日～9月30日 夏季以外
休日／平日	休日 平日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日 休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク 昼間 夜間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時 日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日及びピーク時間 間を除いた8時～22時 ピーク時間と昼間時間以外

\*祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（東北エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項目	値
係 数	$\alpha$
	$\beta$
	$\gamma$
基準燃料価格	X 39,300円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧 17銭6厘
	高圧 18銭3厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年1月1日制定）**

追加

**新約款（2025年3月1日制定）**

## 別表26（東北エリア）

## 3. 平均燃料価格算定期間及び燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（東北エリア）  
4.離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目	値
係数	$\alpha$
	$\beta$
	$\gamma$
離島基準燃料価格	X 79,300円
離島基準単価 (1キロワット時につき)	1厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（東北エリア）  
5.市場価格調整単価係数等

項目	値	
X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値	
平均市場価格	Y	
X	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値	
y	0.5332	
基準市場価格	0.4668	
調整係数	特別高圧	0.124
	高圧	0.129

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（東北エリア）

6. 電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

7. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年12月21日から1月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年3月21日から4月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**
**別表26（東京エリア）**
**1.期間及び時間別表**

項目		対象日時	
全日		1月1日～12月31日	
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日	
	その他季	夏季以外	
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日	休日以外
	平日	休日以外	
ピーク／昼間／夜間時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時	
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時	
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外	
朝／昼／晚／夜時間	朝時間	休日のうち土曜日を除いた8時～13時	
	昼時間	休日のうち土曜日を除いた13時～16時	
	晚時間	休日のうち土曜日を除いた16時～22時	
	夜時間	朝時間、昼時間および晚時間以外の時間	

\*祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（東京エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項目	値
係 数	$\alpha$
	$\beta$
	$\gamma$
基準燃料価格	X 35,600円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧 14銭1厘
	高圧 14銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年1月1日制定）**

追加

**新約款（2025年3月1日制定）**

別表26（東京エリア）

3. 平均燃料価格算定期間及び燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年4月1日から4月30までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
翌年1月1日から1月31までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年2月1日から2月末日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年3月1日から3月31までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

4. 市場価格調整単価係数等

項目	値	
基準市場価格	11円60銭	
調整係数	特別高圧	上限値は0.500といたします
	高圧	上限値は0.500といたします

調整係数の特別高圧及び高圧はその年度が開始するまでにお客さまに通知するものとします。

● 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（東京エリア）

5. 電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
翌年2月1日から2月末日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年3月1日から3月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年4月1日から4月30日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（北陸エリア）  
1.期間及び時間別表

項目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季 その他季	7月1日～9月30日 夏季以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク 昼間 夜間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時 日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び ピーク時間を除いた8時～22時 ピーク時間と昼間時間以外

\*祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（北陸エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目	値
係 数	$\alpha$
	$\beta$
	$\gamma$
基準燃料価格	X 79,800円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧 15銭4厘
	高圧 15銭7厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年1月1日制定）**

追加

**新約款（2025年3月1日制定）**

## 別表26（北陸エリア）

## 3. 平均燃料価格算定期間及び燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則26の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2025年9月1日制定）**

追加

**新約款（2026年4月1日制定）**

別表26（北陸エリア）  
4.市場価格調整単価係数等

項目	値
X	—
平均市場価格	Y 各平均市場価格算定期間における6時から18時に対応する電力市場価格の平均値
X	—
y	1.000
調整係数	特別高圧 0.145
	高圧 0.149

## ● 附則26の追加に伴う各条項の追加

### 現約款（2025年9月1日制定）

追加

### 新約款（2026年4月1日制定）

#### 別表26（北陸エリア）

##### 5. 電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

##### 6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年4月24日から5月23日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年5月24日から6月23日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年6月24日から7月23日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年7月24日から8月23日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年8月24日から9月23日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年9月24日から10月23日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年10月24日から11月23日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年11月24日から12月23日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年12月24日から翌年の1月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
翌年1月24日から2月23日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年2月24日から3月23日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年3月24日から4月23日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間